

# 「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？

## ■ キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者等※<sup>1</sup>の基本給を定める賃金規定等※<sup>2</sup>を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

※<sup>1</sup> いわゆる「非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む）」が対象となります。事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、昇給させた場合も、助成対象となります。

※<sup>2</sup> 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。



キャリアアップ助成金  
について  
(厚生労働省ウェブサイト)

**なお、令和4年9月1日以降に、5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充します！**

## ■ 助成金の金額（令和4年9月1日以降に増額改定を行った場合の助成額）

「賃金規定等改定コース」の一人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引上げ率	3%以上5%未満	5%以上
	中小企業		<b>5万円</b>
大企業		<b>3万3,000円</b>	<b>4万3,000円</b>



- ・ 1事業所当たり1年度1回の申請制限を撤廃します。また、1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・ 職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。

## ■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

非正規雇用の  
従業員の賃金  
アップに！



### ① キャリアアップ計画

賃金規定等を増額改定する前日までに「**キャリアアップ計画**※」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※ 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

### ② 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を**賃金規定等に定めている**こと。

### ③ 賃金アップ（②の改定）

②の**賃金規定等を3%以上増額改定**し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

受給条件の詳細等については裏面へ

# キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」 の助成を受けるためには？



## 賃金規定等とは？

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

■ 就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
■ 賃金規定	例：第〇条（賃金）賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給）基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
■ 賃金一覧表	例：【等級別】 1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】 〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円 など

### 【賃金規定等を新たに作成した場合】

過去3か月の賃金支払い実態からみて、3%以上増額していることが確認できた場合は助成対象となります。

## 増額改定～申請の流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

- ① 有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

- ② 金額の多寡の順に一覧表を作成

- ③ すべて\*の等級の金額を**3%以上**増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※ 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

### <賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...	...	...
10	1,200円	1,240円

3%以上UP!

## 従前の支給要件に基づく支給申請について（経過措置）

- 令和5年3月31日までの間に、**2%以上3%未満**の増額改定を行った場合や**生産性要件**を達成し助成額の加算を受ける場合は、**従前の支給要件\***に基づいて支給申請することも**可能**です。

※従前の支給要件に基づく支給申請は、1事業所当たり1回までとなります。

- 申請にあたってはキャリアアップ計画を事前に提出する必要がありますが、令和4年9月1日から令和4年12月2日の間に賃金規定等の3%以上の増額改定を行った場合に限り、支給申請日までにキャリアアップ計画の届出を行うことで、特例として「賃金規定等改定コース（新要件）」での支給申請として受け付けます。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、  
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。